福祉用具専門相談員指定講習会 講師要件 早見表 (愛知県版)

※講師(医師除く)は、上記の要件に加えて、 それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年 以上有すること	福祉用具専門相談員	保健師・看護師	理学・作業療法士	介護福祉士	社会福祉士	精神保健衛生士	介護支援専門員	*行政職員	医師	プランナー 研修修了者福祉用具	※介護機器相談指導員	1級・2級試験合格者コーディネーター福祉住環境	1・2級建築士	※大学院等教員	あると特に認められる者当該科目の担当に適任でを審査することによって、と記以外の者でその業績
ー 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割															
(1)福祉用具の役割	0	0	0							0				0	0
(2)福祉用具専門相談員の役割と職業倫理															
二 介護保険制度等に関する基礎知識															
(1)介護保険制度等の考え方と仕組み		0	0	0	0		0	0						0	0
(2)介護サービスにおける視点															
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	1			1	1		ı	T		1		T			
(1)からだとこころの理解		0	0			0			0						
(2)リハビリテーション			0						0						
(3)高齢者の日常生活の理解		_	0	0							0			0	0
(4)介護技術		0	0	0							0				
(5)住環境と住宅改修	0		0							0		0	0		
四 個別の福祉用具に関する知識・技術															
(1)福祉用具の特徴	0	0	0	0						0	0			0	0
(2)福祉用具の活用)	
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識															
(1)福祉用具の供給の仕組み	0	0	0	0						0				0	0
(2)福祉用具貸与計画等の意義と活用															
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習															
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	0	0	0	0						0				0	0
				_	_	_	_	_	_		_		_		

[※] 行政職員は高齢者保健福祉を担当している者※ 介護機器相談指導員は介護実習・普及センターに配置されている者※ 大学院等教員は大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目または、それと類似する科目を担当する教員